**大阪府入札監視等委員会 入札監視第1部会　令和元年度第1回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　令和元年7月23日（火）午前10時から午前11時45分まで

２　場所　　大阪赤十字会館4階　401会議室

３　出席委員　　5名

４　審議対象期間　　平成30年12月1日から平成31年3月31日まで

５　会議の概要　　審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局、担当課に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数756件）のうち、委員が抽出した4件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 | 内　　　　　訳 |
| 建設工事 | 予定価格250万円を超えるもの |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 予定価格100万円を超えるもの |
| 委託役務業務 | 予定価格100万円（物件の借入れについては80万円）を超えるもの |
| 物品購入 | 予定価格160万円を超えるもの |

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答　　別紙のとおり

【抽出事案一覧】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 一般競争 | 一般府道 野間出野一庫線 30年災第202号災害復旧工事（その2） | 16,200,000 |
| 随意契約 | 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター 2系水処理外監視制御設備更新工事 | 513,000,000 |
| 委託役務 | 一般競争 | 緑化樹配付業務 | 2,543,400 |
| 物品購入 | 一般競争 | 17 平成31年度における大阪府東部流域下水道事務所渚水みらいセンター外で使用するＡ重油の購入に係る単価契約 | 185,200,992 |

（別紙）

| 委　員　質　問 | 担　　当　　課　　回　　答 |
| --- | --- |
| **【一般府道 野間出野一庫線 30年災第202号災害復旧工事（その2）】** |  |
| 　本件を紙による入札としたのはなぜか。 | 当初は電子入札を実施したが、一者の応札であったため当該入札を無効とし取止めた。その後、再度の入札執行に当たって発注手続期間及び工事工程を検討した際、電子入札に付すと梅雨期までに完成できない見通しであったことから、手続期間の短縮が図られる事前審査型※の紙入札を実施したものである。※事前審査型：災害時等における現地即応体制を確保するため、「大阪府都市整備部土木工事災害時等施工能力事前審査要綱」に基づき、土木工事に係る業者の施工能力等に関する事前審査を経て登録された業者による条件付一般競争入札をいう。 |
| 周辺地域で災害関連工事が多く、地元業者が多忙で入札参加が少ない状況であれば、事前審査型の登録業者に限定する必要はないのではないか。 | 　事前審査型の登録は、業者における重機の保有や技術者の確保状況を審査し、緊急時の即時対応を求めているため、事前審査型の発注は、地元に精通し施工体制の整った業者に発注できるというメリットがある。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 　災害復旧工事は、事案に応じて発注方法等を判断しているが、当初の電子入札で落札できれば工期も短縮され、コスト低減も図られるため、一者入札を有効とするなどの対応を検討する。 |
| ≪部会長総括≫　　本件は、当初の電子入札において応札者が一者であったため入札不調となり、再度の入札を執行したものであるが、一者入札無効の取扱いは競争性を確保する観点において有効である一方、災害復旧工事においては迅速に対応する必要もあることから、地域要件の拡大や一者入札を有効とするなど、入札参加条件について検討されたい。 |
| **【南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター 2系水処理外監視制御設備更新工事】** |  |
| 　2号随契※とした理由はなぜか。　※2号随契：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」は随意契約によることができる。 | 　本件は更新設備と密接に関係する既設システムに接続するとともに、既存機器の改造を伴うため、当該設備全体を独自に開発し施工を行った業者に対して、随意契約により発注したものである。本件の施工は特定の者に限られると考えられるが、他業者が施工できるかを確認するため、参加意思確認公募手続きを実施し、希望者がなかったため2号随契としたものである。 |
| 今回の審議対象期間における他の同種工事において、複数者が応札している一般競争入札の案件があるが、本件との違いは何か。今後に向けて改善点はあるか。 | 　本件のような既存機器の改造を伴うものではなく、監視制御設備全体を更新する工事であり、応札可能業者が複数想定されることから、一般競争入札に付したものと考えられる。　今回は結果として随意契約としたが、既設システムと連携する設備については、更新時期を調整することにより、現在でも一般競争入札による一括発注に取り組んでいる例があることから、今後とも可能な限り一括更新できるよう検討し、計画的に発注していく。 |
| ≪部会長総括≫　　本件は既設設備を設置した業者に更新工事を随意契約するものであるが、直ちに2号随契とするのではなく、参加意思確認公募手続きを実施し、当該業者の唯一性を確認した上で適正に契約している。一方で、競争入札により発注した方が、さらなる競争性及び透明性が確保されるため、設備更新時期の調整等によって可能な限り一括発注できるようにするとともに、一部更新でも他業者が参加できるような仕組みを検討されたい。 |
| **【緑化樹配付業務】** |  |
| 　予定価格と業者の入札金額がかなり乖離しているが、予定価格の算出はどのように行ったのか。　過去の入札結果はどのような状況であったか。　今後に向けて改善点はあるか。 | 予定価格のもととなる設計金額は、大阪府の建築工事積算基準や一般的に公表されている材料単価等を使用して算出したものである。　少なくとも過去3年間は、本件と同様に落札率の低い状況であった。　本件の結果を踏まえ、予定価格の算出に当たっては見積りを徴取し、市場価格と比較検討した上で設定することとする。 |
| ≪部会長総括≫　　本件は地域緑化活動に府が高木の苗木を配付するものであり、配付場所と時期が決まっているのであれば、委託業務というよりも売買契約に類するものと感じられるとの意見があった。また、過去から同案件の落札率が著しく低くなっており、予定価格と入札金額が大きく乖離しているため、予定価格の設定に当たって府の基準をそのまま準用するのではなく、より市場価格を反映した積算方法について検討されたい。 |
| **【17 平成31年度における大阪府東部流域下水道事務所渚水みらいセンター外で使用するＡ重油の購入に係る単価契約】** |  |
| 各下水道事務所でＡ重油を個別に発注しているが、一定の単位や種類、ブロック等で集約化できないのか。　重油本体の価格よりも、配送料に違いがあると思われるが、契約金額における割合はどのくらいか。　今後に向けて改善点はあるか。 | Ａ重油の価格は、配送元から納入先の距離が遠くなるにつれて高くなるとともに、搬入経路によっては効率的な大型ローリー車ではなく小型ローリー車での運搬が必要になるなど、まとまって受注できたからといって直ちに効率的、経済的になるものではないと聞いている。　契約金額における配送費は業者側で見込んでいるため、割合までは不明である。　Ａ重油の販売実態や配送状況を把握し、最適な発注単位及び発注方法について検討する。 |
| ≪部会長総括≫　　本件をはじめ、各流域下水道事務所においてＡ重油を個別に発注しているが、一括発注することによって安価となる可能性も考えられるため、案件の適切な集約化やブロック分けについて、各事務所共通の課題として検討されたい。 |